東都医保発第710号 (地区第400号) 令和5年6月6日

地 区 医 師 会 医療保険担当理事 殿

> 公益社団法人 東京都医師会 理事 黒瀬 巌 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う診療報酬上の特例等に関する整理 (詳細版)

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例等につきましては、変更点が多く範囲も多岐にわたるため本会にて情報を整理し、5月2日付東都医保発第415号(地区第251号)にて簡易版の資料をお示ししたところですが、その後も疑義解釈等が発出されましたので、下記通知の内容を整理した詳細版を別添のとおり作成いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご 周知方よろしくお願い申し上げます。

記

| 発信日        | 発信番号 | 地区番号 | 文書名(略称)                                |
|------------|------|------|--|
| R5. 03. 16 | 3441 | 1853 | 医療提供体制の構築                              |
| R5. 03. 29 | 3566 | 1928 | 公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等              |
| R5. 04. 05 | 23   | 14   | 診療報酬上の臨時的な取扱い                          |
| R5. 04. 12 | 116  | 65   | 施設基準等に関する臨時的な取扱い                       |
| R5. 04. 24 | 289  | 189  | 疑義解釈                                   |
| R5. 05. 01 | 402  | 244  | 疑義解釈(その2)                              |
| R5. 05. 19 | 573  | 327  | 5類移行後の処方箋の記載                           |
| R5. 05. 22 | 588  | 339  | 疑義解釈(その3)                              |
| R5. 05. 23 | 604  | 347  | 疑義解釈(その4)                              |
| R5. 05. 24 | 612  | 349  | 「医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の改正(Q&Aの追加) |
| R5. 06. 02 | 700  | 396  | 公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等              |



With corona そして Post corona の 都民の安全安心を守るため、 東京都医師会は近未来を見据えた 東京の医療提供体制の構築に向けて 尽力してまいります (公社)東京都医師会 事業部 医療保険課 TEL:03-3294-8838(直) FAX:03-3292-7097 ▽新型コロナ感染症の保険適用に関する情報 https://www.tokyo.med.or.jp/17904

# 外来

(1) コロナ感染症患者・疑い患者に必要な感染予防策を講じた上での診療に係る特例

●B001-02 院内トリアージ実施料(特例)…<u>受入患者を限定しない</u>外来対応医療機関

300 点 請求コード: 113045350 ※同じ300点でも5/7以前のコードと異なります

●B000-00 特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)…上記以外の医療機関

147点 請求コード:113045450

### 5/8 以降の特例

① 受入患者を限定しない外来対応医療機関において、感染症患者(疑いを含む)を診療した場合は、院内トリアージ実施料(300 点)を算定できる。施設基準の届出は不要。

令和5年8月末までの間に受入患者を限定しない「外来対応医療機関」に移行する場合も、院内トリアージ実施料(300 点)を算定できる。この場合、受入開始時期を示した文書を院内掲示する必要がある。

- ② ①以外の医療機関は、B000 の 2 に規定する点数 (147 点)を算定する。(診療所、100 床以上の病院も 算定可能)
- ③ 初・再診料等が包括されている医学管理料を算定している患者であっても①及び②は同様に算定できる。
- ④ 感染症患者及び疑い患者に対して往診等を実施する場合、院内トリアージ実施料(300点)を算定できる。
- ⑤ 高齢者施設等に配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師が往診した場合、初・再診料、往診料等は別に算定できないが、院内トリアージ実施料(300点)を算定できる。

### 備考

これまで感染症患者(疑いを含む)を 診療した場合、初診・再診や、受診の時間帯を問わず、往診等の場合も含め、院 内トリアージ実施料(300 点)が算定可能 であったが、5/8 以降は ①受入患者を 限定しない外来対応医療機関(300 点) と ②それ以外の医療機関(147 点)に区 別される。

初・再診料が包括される医学管理料 (地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料又は在宅がん 医療総合診療料)を算定する患者であっても従前のとおり算定できる。

### <変更なし>

<変更なし>

- (2) コロナ感染症患者の療養指導に係る特例
- ●B000-00 特定疾患療養管理料(100 床未満・療養指導)(特例)

147点 請求コード:113045550

## 5/8 以降の特例

- ① コロナ感染症患者に対し、外来診療(往診、訪問診療、電話や情報通信機器を用いた診療を除く。)において、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合にB000の2に規定する点数(147点)を発症日から起算して7日以内に限り算定できる。指導内容の要点を診療録に記載すること。(診療所、100 床以上の病院も算定可能)
- ② (1)①の院内トリアージ実施料(300 点)又は(1)② に示す B000 の 2 に規定する点数(147 点)との併算 定は可能。

### 備考

これまで、感染症患者に対し外来診療を実施した場合、当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1日につき1回救急医療管理加算1(950点)を算定できたが、5/8以降は147点に減点され、算定可能な期間が設けられた。

小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者についても算定可能。

## 参考:(1)(2)の併算定

| 区分                         | 療養指導を行わなかった場合        | 療養指導を行った場合   |
|----------------------------|----------------------|--|
| 受入患者を限定<br>しない外来対応<br>医療機関 | ・院内トリアージ実施料(300 点)   | ・院内トリアージ実施料(300 点)<br>・特定疾患療養管理料(療養指導特例)(147 点)    |
| 上記以外                       | •特定疾患療養管理料(特例)(147点) | ・特定疾患療養管理料(特例)(147 点)<br>・特定疾患療養管理料(療養指導特例)(147 点) |

### (3) コロナ感染症患者の入院調整に係る特例

### ●A205-00 救急医療管理加算1(入院調整)(特例)

950点 請求コード:113045850

### 5/8 以降の特例

新型コロナウイルス感染症患者について、入院調整を 行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す 文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料(I) を算定する場合、救急医療管理加算1(950 点)を算定 できる。なお、入院中の新型コロナウイルス感染症患者 に対しても同様の取扱いが可能である。

小児科外来診療料等の診療情報提供料(I)に係る 費用が含まれる場合においても、上記と同様に救急医 療管理加算1(950点)を算定できる。

また、本取扱いについては、救急医療管理加算の施設基準を満たしているものとし届出は不要。

当該医療機関が入院調整を行わず(医療機関が依頼 した場合を含む)、各都道府県・保健所設置市・特別 区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等 が入院調整を実施した場合には算定できない。

### 備考

### <新設>

本加算は当該患者の入院調整を行った上で診療情報提供料(I)を算定する場合に算定可能。診療情報提供料(I)はレセプトの摘要欄への記載事項(算定日等)があるので注意すること。

なお、入院調整を電話等で実施し、入院医療機関に対し、診療情報提供書を FAX 等で送付した場合であっても算定 可能かは、現在、東京都医師会として関 東信越厚生局に疑義照会中。

### (4) 診療時間以外の診察に係る特例

#### 5/8 以降の特例

① 外来対応医療機関として、表示する診療時間以外の時間に発熱患者等の診療等を実施した場合、時間外加算、休日加算、深夜加算、時間外特例加算、小児科標榜特例加算、夜間・早朝加算初診料については算定できる。

同様に休日又は深夜に診察を実施する場合、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関等とみなし、休日加算又は深夜加算について、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者については算定できる。

#### 備考

5 類移行以前の通知では休日加算等は診療・検査医療機関が休日や深夜に「発熱患者等」を診療した場合に算定可能とされていたが、今回の通知では、「新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者」と、対象が限定されている。

現在、東京都医師会として関東信越厚生局へ疑義照会中。

- ② 外来対応医療機関として、もともと表示する診療時間を超えて新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者の診療を実施する等、診療時間の変更を要する場合であっても、指定される以前より表示していた診療時間を医療機関の診療時間とみなすことは可能。
- ③ 外来対応医療機関において、診療時間の変更が生じた場合、再診料の時間外対応加算等に係る届出の変更は不要。

### (5) 外来医療費の自己負担軽減特例(公費の取扱)

### 5/8 以降の特例

① 5月8日以降は、感染症の患者が外来で新型コロナウイルス感染症治療薬の処方(薬局での調剤を含む。以下同じ。)を受けた場合、その薬剤費について、全額を公費支援の対象とする。

当該薬剤を処方する際の手技料(処方箋料、処方料、調剤料等)は公費支援対象とはならない。

② 対象となる治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシェルド」に限る。

国から無償で配分している薬剤については、引き続き、薬剤費は発生しない。本措置については、9月末までの措置となる。

備考

これまで新型コロナウイルス感染症に 関する検査料、治療は全て公費支援の 対象であったが、5/8 以降、治療薬の薬 剤費のみ公費支援対象となる。

これまで新型コロナ感染症の患者に使用した薬剤(解熱剤等)は全て公費支援対象であったが、5/8 以降、新型コロナウイルス感染症の効能効果がある薬のみ公費支援対象となる。

- ※公費支援対象となる治療薬の院外処方については P13「院外処方箋の記入」を参照
- (6) コロナ罹患後症状(後遺症)の治療
- ●B000-00 特定疾患療養管理料(100 床未満・罹患後症状持続)(特例) 147 点 請求コード:113045950

5/8 以降の特例

都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している患者に対し、「罹患後症状のマネジメント(第2版)」を参考に診療し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合、3月に1回に限り、特定疾患療養管理料(100 床未満・罹患後症状持続)(特例)(147 点)を算定できる。(診療所、100 床以上の病院も算定可能)

備考

### 【R6年3/31終了】

### <新設>

東京都では「コロナ後遺症対応医療 機関」\*が該当する。外来対応医療機関 とは別に登録が必要なことに注意。

※電話や情報通信機器を用いた診療で は算定不可。

小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかり

患者自ら検査キットを用いて検査を実施し陽性であったが、医療機関を受診せずに3か月以上経過し、かっ罹患後症状が2か月以上持続している場合、医師が事後に感染した時期を確認した場合も算定できる。ただし、算定にあたっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該患者が感染した時期及びその確認方法について記載が必要。

つけ診療料、生活習慣病管理料、在宅 時医学総合管理料、施設入居時等医学 総合管理料又は在宅がん医療総合診療 料を算定する患者についても算定可能。

\*東京都の「コロナ後遺症対応医療機関」のリストや所在地は以下から確認できる。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona\_portal/link/iryokikan.html

- (7) 廃止された主な臨時的な取扱い
- ・救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱) (外来・中和抗体薬) 2,850 点

# 電話や情報通信機器を用いた診療

(1) 電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例の期限について

# 令和5年7月31日で終了

| 5/8 以降の特例                      | 備考                 |
|--------------------------------|--------------------|
| 電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例に         | 7月31日をもって終了となるため、初 |
| ついては、以下(2)や(3)で示す特例を含め、令和5年    | 診から電話等での診察、医師からの電  |
| <mark>7月 31 日をもって終了</mark> する。 | 話再診、電話再診での処方箋発行は出  |
|                                | 来ない。               |

- (2) 初・再診料等に係る特例
- ●A000-00 初診料(文書による紹介がない患者の場合)(初減)(特例) 214点 請求コード:111016150 ※5/7以前のコードと異なります
- ●A001-00 電話等再診料(特例)

73点 請求コード: 112026750 ※5/7以前のコードと異なります

●A002-00 外来診療料(特例)

74点 請求コード:112026850

| 74 点 請氷コート・112020850                  |                     |
|---------------------------------------|---------------------|
| 5/8 以降の特例                             | 備考                  |
| ① 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療につ              | 【7/31 終了】           |
| いて、初診料の注2に規定する点数(214点)を算定で            | <変更なし>              |
| きる。また、処方箋料等についても算定可能。                 |                     |
| ② 慢性疾患等を有する定期受診患者に対し、電話や              | 【7/31 終了】           |
| 情報通信機器を用いた再診により診断や処方を行っ               | 外来診療料の取扱いについては、医    |
| た場合には、電話等再診料(73 点)又は外来診療料             | 師が電話や情報通信機器を用いて診療   |
| (74 点)を算定できる。処方箋料等についても算定で            | し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で |
| きる。 <mark>外来診療料を算定する場合、診療報酬明細書</mark> | 処方箋情報が送付される場合、電話再   |
| の摘要欄に電話等による当該診療日を記載すること。              | 診料又は外来診療料を算定できる。    |
| ③ 令和5年8月以降も情報通信機器を用いた診療を行             | <新設>                |
| う場合、初診料、再診料、外来診療料の注1ただし書              |                     |
| きに規定する点数を算定できるよう、情報通信機器を              |                     |
| 用いた診療に係る施設基準を令和5年7月31日まで              |                     |
| に届け出ること。(届出を行ったとしても電話のみの診             |                     |
| 療は不可)                                 |                     |

### (3) その他加算に係る特例

- ●B000-00 慢性疾患等の診療(特例)
  - 147点 請求コード:113045650 ※注意:5/7以前のコードと異なります
- ●B000-00 精神疾患の精神療法(特例)
  - 147点 請求コード:180070750 ※注意:5/7以前のコードと異なります
- ●C005-00 訪問看護·指導体制充実加算(特例)
  - 150点 請求コード:114055050 ※注意:5/7以前のコードと異なります

| 5/8 以降の特例                               | 備考                 |
|---|--------------------|
| ① 慢性疾患又は精神疾患を有する定期受診患者に対                | 【7/31 終了】          |
| して、以前より対面診療において診療計画等に基づ                 | 管理料等とは、令和4年度診療報酬   |
| き療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場                 | 改定以前に「情報通信機器を用いた場  |
| 合」が注に規定されている <mark>管理料等</mark> に基づく管理を行 | 合」が注に規定されていた、特定疾患療 |
| う患者に対し、電話や情報通信機器を用いた診療及                 | 養管理料、小児科療養指導料、てんか  |
| び処方を行う場合は、B000 の 2 の点数(147 点)を月         | ん指導料、難病外来指導管理料、糖尿  |
| 1回に限り算定できる。(診療所、100 床以上の病院も             | 病透析予防指導管理料、地域包括診療  |
| 算定可能)                                   | 料、認知症地域包括診療料及び生活習  |
|   | 慣病管理料を指す。          |
| ② (2)①及び②に示す初診料、電話等再診料、外来               | 【7/31 終了】          |
| 診療料を算定する場合、乳幼児加算、時間外加算、                 | <変更なし>             |
| 休日加算、深夜加算、時間外特例加算、小児科標榜                 |                    |
| 特例加算、夜間・早朝等加算、(再診については明細                |                    |
| 書発行体制等加算を含む。)はそれぞれの要件を満                 |                    |
| たせば算定できる。                               |                    |
| ③ 精神疾患を有する定期受診患者に対して、以前より               | 【7/31 終了】          |
| 対面診療において治療計画のもと精神療法を継続的                 | <変更なし>             |
| に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に                 |                    |
| 対し、電話や情報通信機器を用いた診療において                  |                    |
| も、当該計画に基づく精神療法を行う場合は B000 の             |                    |
| 2 の点数(147 点)を月1回に限り算定できる。(診療            |                    |
| 所、100 床以上の病院も算定可能)                      |                    |
| ④ その月に訪問看護・指導を1日以上提供している当               | 【7/31 終了】          |
| 該患者等からの要望等で、医師による指示下、看護                 | <変更なし>             |
| 職員が電話等による療養指導等を行った場合は、訪                 |                    |
| 問看護・指導体制充実加算(150 点)のみを算定でき              |                    |
| る。医師の指示、患者等の同意及び電話等による対                 |                    |
| 応の内容について記録に残すこと。                        |                    |
| なお、当該保険医療機関が訪問を予定していた日                  |                    |
| 数に応じて、月1回に限らず、電話等による対応を行                |                    |
| った日について算定できる。すでに当該加算を算定し                |                    |
| ている患者も、当該加算を算定できる。                      |                    |
| また、本取扱の施設基準の届出は不要。                      |                    |
| ⑤ 「B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料」に          | 【7/31 終了】          |
| ついて、治療上必要と判断した場合に限り、電話や情                | <新設>               |
| 報通信機器を用いて結果を説明しても算定可能。後                 |                    |
| 日、治療方針等に係る文書を患者に渡すこと。                   |                    |

- (4)介護医療院等又は介護老人福祉施設等に入所する感染患者に対し、看護職員とともに実施するオンライン診療に係る特例
- ●A999-00 救急医療管理加算1 (オンライン) (特例)

950点 請求コード:180070250

| 5/8 以降の特例                         | 備考                    |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ① 介護医療院等又は介護老人福祉施設等に              | <新設>                  |
| 入所する感染患者からの求めに応じ、 <mark>看護</mark> | この場合の看護職員はオンライン診療を実施す |
| 職員とともに施設入所者に対してオンライン              | る医療機関の看護職員でも施設等の看護職員で |
| <mark>診療を実施した場合</mark> は救急医療管理加算1 | も可。また、電話診療では算定できない。   |
| (950 点)を算定できる。                    |                       |

- (5) 廃止された主な臨時的な取扱い
- ○コロナ陽性患者に対する電話や情報通信機器を用いた診療に対する評価
  - ・二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)250点
  - ・二類感染症患者入院診療加算(電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱)250点
- ○電話や情報通信機器を用いたニコチン依存症管理に対する評価
  - ・ニコチン依存症管理料1 (初回) (診療報酬上臨時的取扱) 147点
  - ・ニコチン依存症管理料1 (5回目) (診療報酬上臨時的取扱) 155点

# 検査

### (1) 検査に係る特例

5/8 以降の特例

- ① DPC 病院でも検査料・判断料を出来高算定可
- ② 特定機能病院でも検査料・判断料を出来高算定可
- ③ 規定の入院料 注3 を算定する場合も検査料・判断 料を出来高算定可
- ④ 小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域 包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管 理料、手術前医学管理料、又は在宅がん医療総合診 療料を算定する場合も検査料・判断料を出来高算定 可
- ⑤ 介護医療院等でも検査料・判断料を出来高算定可
- ⑥ ①~⑤を算定する場合において、微生物学的検査 判断料及び免疫学的検査判断料は月1回に限り算定 することができる。また、検査を実施した日時及び検 査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要 欄に記載すること。

備考

<変更なし>

該当するコロナ検査は注1 注2

なお、核酸検出、抗原検出について、 明細書への医学的根拠の記載は、臨時 的な取扱い以前から、点数表の検査料 において規定されており、新型コロナウ イルス感染症が 5 類に移行されたとして も、引き続き記載する必要がある。

## |注1| 「SARS-CoV-2 核酸検出等」に該当する検査

- ▶ SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出
- ▶ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)
- ▶ SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
- ▶ SARS CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出
- ▶ SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出

# |注2| 「SARS-CoV-2 抗原検出等」に該当する検査

- ► SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出
- ▶ SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出
- ▶ SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出
- ▶ SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出

### |注3| コロナ検査料・判断料を出来高算定可能な入院料

- ▶ 療養病棟入院基本料
- ▶ 障害者施設等入院基本料 (医科点数表の注5に規定する特定入院基本料又は注6に規定する点数を算定する場合に限る)
- ▶ 有床診療所療養病床入院基本料
- ▶ 救命救急入院料
- ▶ 特定集中治療室管理料
- ▶ ハイケアユニット入院医療管理料
- ▶ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- ▶ 小児特定集中治療室管理料
- ▶ 新生児特定集中治療室管理料
- ▶ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ▶ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ▶ 特殊疾患入院医療管理料
- ▶ 小児入院医療管理料
- ▶ 回復期リハビリテーション入院料
- ▶ 地域包括ケア病棟入院料
- ▶ 特殊疾患病棟入院料
- ▶ 緩和ケア病棟入院料
- ▶ 精神科救急急性期医療入院料
- ▶ 精神科急性期治療病棟入院料
- ► 精神科救急·合併症入院料
- ▶ 児童·思春期精神科入院医療管理料
- ▶ 精神療養病棟入院料
- ▶ 認知症治療病棟入院料
- ▶ 特定一般病棟入院料
- ▶ 地域移行機能強化病棟入院料
- ▶ 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
- ▶ 短期滯在手術基本料

# 在宅·高齢者施設

(1) 在宅で往診等を実施した場合における特例について

| 「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「  |   |
|---|---|
| 5/8 以降の特例                                 | 備考  |
| ① 感染症患者及び疑い患者に対して、往診等を実施                  | <変更なし>  |
| する場合、院内トリアージ実施料(300 点)を算定でき               |   |
| る。(再掲)                                    |   |
| ② 感染患者等(疑い患者は含まず。)からの求めに応                 | これまで、新型コロナウイルス感染症   |
| じ、緊急に往診を実施した場合、あるいは、在宅にて                  | 患者の求めに応じ、在宅にて診療を行っ  |
| 継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場                   | た場合に <mark>救急医療管理加算1の3倍<br/>(2,850点)</mark> を、在宅にて中和抗体薬を投 |
| 合において、 <mark>救急医療管理加算1(950 点)</mark> を算定で | 与した場合には救急医療管理加算1の5  |
| きる。                                       | 倍(4,750 点)を算定できたが、いずれも                                    |
| C 200                                     | 950 点に減点された。  |
| ③ 上記②の場合であって、緊急往診加算(325点、650              | <変更なし>  |
| 点、750点、850点)の算定要件を満たしていれば、併               |   |
| 算定は可能。                                    |   |
| ④ 同一の患家等で2人以上の患者を診察し、往診料を                 | <変更なし>  |
| 算定しない場合であっても、救急医療管理加算1(950                |   |
| 点)は算定できる。                                 |   |
| ⑤ 感染症患者に対して、在宅酸素療法に関する指導                  | <変更なし>  |
| 管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その                  |   |
| 他の場合」(2,400 点)を算定できる。酸素ボンベ加               |   |
| 算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同                   |   |
| 調式デマンドバルブ加算又は在宅酸素療法材料加                    |   |
| 算についても算定可能。上記以外の在宅療養指導管                   |   |
| 理料の算定する患者に、在宅酸素療法を行う場合も                   |   |
| 同様に算定可能。ただし、これらの場合において、新                  |   |
| 型コロナウイルス感染症に係る対応である旨及び在宅                  |   |
| 酸素療法が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明                   |   |
| 細書の摘要欄に記載すること。                            |   |

(2) 医療機関が在宅で訪問看護を実施した場合における特例について

| 5/8 以降の特例                  | 備考     |
|----------------------------|--------|
| ① 感染症患者及び疑い患者に対する訪問看護・指導   | <変更なし> |
| を実施する場合、在宅移行管理加算(250 点)を月1 |        |
| 回に限り算定できる。当該患者が精神科訪問看護・指   |        |
| 導料を算定する場合は、在宅患者訪問看護・指導料    |        |
| を算定せずに、精神科訪問看護・指導料及び在宅移    |        |
| 行管理加算(250点)を、月1回に限り算定できる。  |        |
| なお、既に在宅移行管理加算(250 点)を算定して  |        |
| いる利用者については、当該加算を別途月に1回算    |        |
| 定できる。                      |        |

| ② 感染症患者に対して、緊急に訪問看護・指導を実施                               | <変更なし>                          |
|---|---------------------------------|
| した場合、当該保険医療機関が診療所又は在宅療養                                 |                                 |
| 支援病院以外であっても緊急訪問看護加算(265 点)                              |                                 |
| が算定できる。   |                                 |
| ③ 感染症患者に対して、緊急に訪問看護を実施した                                | これまで、感染患者に対し、緊急に訪               |
| 場合、 <mark>長時間訪問看護・指導加算(520 点</mark> )又は <mark>長時</mark> | 問看護を実施した場合において、 <mark>長時</mark> |
| 間精神科訪問看護・指導加算(520 点)を、訪問看護                              | 間訪問看護・指導加算の3倍(1,560 点)          |
| を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。                                 | 算定出来たが、520点に減点された。              |
| ④ 感染症患者に対して、訪問看護・指導計画に定めた                               | <新設>                            |
| 訪問看護・指導を実施した場合、長時間訪問看護・指                                |                                 |
| 導加算又は長時間精神科訪問看護・指導加算の 100                               |                                 |
| 分の 50 に相当する点数(260 点)を、訪問看護を行っ                           |                                 |
| た時間を問わず1日につき1回算定できる。                                    |                                 |
| ⑤ 感染症患者に対して、14 日を超えて週4日以上の                              | <変更なし>                          |
| 頻回の訪問看護・指導が一時的に必要な場合、同一                                 |                                 |
| 月に更に 14 日を限度として在宅患者訪問看護・指導                              |                                 |
| 料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定でき                                 |                                 |
| る。  |                                 |
| また、14 日を超えて週4日以上の頻回の訪問看護                                |                                 |
| が一時的に必要な場合、同一月に2回特別訪問看護                                 |                                 |
| 指示書を交付することが可能である。この特別訪問看                                |                                 |
| 護指示書を月2回交付した場合、2回目の交付につ                                 |                                 |
| いても特別訪問看護指示加算(100点)を算定できる。                              |                                 |

(3) 高齢者施設等での療養に係る特例について

| 5/8 以降の特例                     | 備考                  |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 介護医療院等又は介護老人福祉施設等に入所す       | なお書き以降は「新設」であり、「電話  |
| る感染患者から、感染症の治療について往診を緊急       | や情報通信機器を用いた診療」(4)の再 |
| に求められ、速やかに往診を実施した場合は、救急       | 掲                   |
| 医療管理加算1の3倍に相当する点数(2,850点)を算   |                     |
| 定できる。                         |                     |
| なお、往診ではなく、看護職員とともに施設入所者       |                     |
| に対してオンライン診療を実施した場合は救急医療       |                     |
| 管理加算 1(950 点)を算定できる。          |                     |
| ② 上記①の場合で、介護老人福祉施設等の配置医師      | <変更なし>              |
| 又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師がこ        |                     |
| れを行った場合は、初・再診料、往診料等は別に算       |                     |
| 定できないが、緊急往診加算(325 点、650 点、750 |                     |
| 点、850 点)を算定できる。               |                     |
|                               |                     |

| ③ 上記②の場合、院内トリアージ実施料(300 点)は算 | <変更なし> |
|------------------------------|--------|
| 定できる。                        |        |
| ④ 介護医療院等又は介護老人福祉施設等に入所す      | <変更なし> |
| る者が感染した場合について、酸素療法に関する指      |        |
| 導管理を行った場合は、在宅酸素療法指導管理料2      |        |
| 「その他の場合」(2,400 点)を算定できる。     |        |
| ⑤ 介護療養病床等に入院又は介護医療院等に入所      | <変更なし> |
| する感染症患者に対して、抗ウイルス剤(薬効:新型コ    |        |
| ロナウイルス感染症)を投与した場合、「抗ウイルス剤    |        |
| (B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの     |        |
| 及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能      |        |
| 又は効果を有するものに限る。)」とみなして、本剤に    |        |
| 係る薬剤料を算定できる。なお、調剤料や注射実施      |        |
| 料等の算定については、要介護被保険者等である患      |        |
| 者について療養に要する費用の額を算定できる場合      |        |
| 等に基づき取り扱うこと。                 |        |

# 院外処方箋の記入

(1)新型コロナウイルス感染症の薬剤を院外処方した場合の処方箋の記載方法等について

| 5/8 以降の特例                 | 備考                  |
|---------------------------|---------------------|
| ① コロナ治療薬の処方箋を交付する際の「公費負担者 | 対象薬剤は以下のとおり。        |
| 番号」および「公費負担医療の受給者番号」について  | ▶ ラゲブリオカプセル 200mg   |
| は、保険医療機関ができるだけ記載すること。処方箋  | ▶ パキロビッドパック 600 及び  |
| に公費負担者番号の記載がない場合であっても保険   | パキロビッドパック 300       |
| 薬局において適切に記載すること。          | ▶ ゾコーバ錠 125mg       |
| <治療薬の公費>                  | ▶ ベクルリー点滴静注用 100mg  |
| 【公費負担者番号】28132801(東京都共通)  | 東京都薬剤師会としては、「出来るだ   |
| 【受給者番号】999996             | け公費番号等を記載していただきた    |
|                           | い。」とのこと。            |
| ② 患者が電話等での服薬指導を希望した場合の対応  | 東京都薬剤師会としては、「COV 自宅 |
| は、5類移行後にも適用されるため、院外処方箋に   | の記載は必須ではないが、出来るだけ   |
| 「0410 対応」と記載することは必須である。   | 記載していただきたい。」とのこと。   |
| 自宅療養中の感染患者の院外処方箋に、「COV    |                     |
| 自宅」と記載することは必須ではない。        |                     |
| ③ 医療機関は公費番号等を記載しない診療報酬明細  | 東京都国民健康保険団体連合会及     |
| 書により請求し、保険薬局は公費負担番号等を記載   | 社会保険診療報酬支払基金に確認済。   |
| した調剤報酬明細書により請求することとなるが、公  |                     |
| 費負担番号の記載の相違により返戻等の対象となる   |                     |
| 事は無い。                     |                     |

# 入院

(1) 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療に係る特例

5/8 以降の特例

備考

① 感染症患者の受入れを行う保険医療機関において、重症の感染症患者について、「特定集中治療室管理料等」注4を算定する場合には、別表1(p.21)に示す点数を算定できる。

算定要件等は変更ないが、<mark>別表1</mark> (p.21)に示す点数が減点された。

なお、重症患者には、人工呼吸器管理等を要する 患者のほか、特定集中治療室管理料等を算定する病 棟における管理を要すると医学的に判断される患者 を含む。

② 感染症患者の受入れを行う医療機関において、中等症以上の感染症患者(救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)については、14 日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の200に相当する点数(1,900点)を算定できる。

入院加療を実施する患者については、これまでは 14 日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)を算定できていたが、100分の200に相当する点数(1,900点)に減点された。

また、中等症以上の感染症患者のうち、継続的に診療が必要な場合は、15 日目以降も算定できる。なお、継続的な診療が必要と判断した理由をレセプトの摘要欄に記載すること。

なお、中等症の感染症患者には、酸素療法が必要な状態の患者のほか、急変等のリスクに鑑み、入院加療の必要があると医学的に判断される患者を含む。

③ 中等症以上の感染症患者のうち、呼吸不全を認める呼吸不全管理を要する中等症以上の患者(救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)については、14 日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)を算定できる。

また、本該当患者のうち、継続的に診療が必要な場合は、15日目以降も算定できる。なお、継続的な診療が必要と判断した理由をレセプトの摘要欄に記載すること。

中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者については、14日を限度として1日につき<mark>救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)</mark>を算定できていたが、100分の300に相当する点数(2,850点)に減点。

- ④ 入院している感染症患者について、以下の症状等の場合には、特定集中治療室管理料等(注 4)の算定日数の上限を超えても算定は可能。
  - ・ ECMO を必要とする状態である場合
  - ・ ECMO 離脱後も人工呼吸器からの離脱が困難で あり管理が必要な場合

<変更なし>

- ・ 人工呼吸器管理に加えて急性血液浄化を必要とする状態である場合
- ・ 急性血液浄化から離脱後も人工呼吸器からの離脱が困難であり、管理が必要な場合

なお、継続的な診療が必要と判断した理由をレセプトの摘要欄に記載すること。

また、救命救急入院料について、感染症患者の受入れ等により、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できる。

## (2) 入院における感染対策の特例について

| 5/8 以降の特例                    | 備考     |
|------------------------------|--------|
| ① 別表2(p.23)に示す入院料を算定する病棟におい  | <変更なし> |
| て、感染症患者を入院させた場合、看護配置に応じ      |        |
| て、1日につき別表2に示す二類感染症患者入院診      |        |
| 療加算に相当する点数を算定できる。            |        |
| また、別表2に示す入院料又は A305 一類感染症    |        |
| 患者入院医療管理料を算定する病棟以外の病棟に       |        |
| おいて、感染症患者を入院させた場合、二類感染症      |        |
| 患者入院診療加算(250 点)を算定できる。       |        |
| なお、いずれの場合も、初日については、疑い患者      |        |
| についても算定でき、レセプトの摘要欄に新型コロナ     |        |
| ウイルス感染症を疑う理由について記載すること。      |        |
| ② 感染症患者を個室又は陰圧室に入院させた場合、     | <変更なし> |
| 別表2に示す入院料又は A305 一類感染症患者入院   |        |
| 医療管理料を算定する病棟以外の病棟において、二      |        |
| 類感染症患者療養環境特別加算(300 点、200 点)が |        |
| 算定できる。なお、初日については、疑い患者につい     |        |
| ても算定でき、レセプトの摘要欄に新型コロナウイルス    |        |
| 感染症を疑う理由について記載すること。          |        |

# (3) その他加算の取扱い等に係る特例について

| 5/8 以降の特例                | 備考     |  |
|--------------------------|--------|--|
| ① 地域包括ケア病棟入院料を算定している病棟に感 | <変更なし> |  |
| 染症患者を入院させた場合、在宅患者支援病床初期  |        |  |
| 加算(300 点)を算定できる。         |        |  |
| ② 療養病棟入院料を算定している病棟に感染症患者 | <変更なし> |  |
| を入院させた場合、在宅患者支援療養病床初期加算  |        |  |
| (350 点)を算定できる。           |        |  |

| ③ 感染症患者が療養病棟入院基本料を算定している                   | <変更なし>                              |
|--|-------------------------------------|
| 病棟に入院した場合、基本診療料の施設基準等に規                    |                                     |
| 定する「感染症の治療の必要性から隔離室での管理                    |                                     |
| を実施している状態」とみなす。                            |                                     |
| ④ 感染した妊婦について、入院中にハイリスク妊娠管                  | 感染した妊婦について、ハイリスク妊                   |
| 理を行った場合、ハイリスク妊娠管理加算(1,200 点)               | 娠管理を行った場合、ハイリスク妊娠管                  |
| を1入院につき10日を上限に算定できる。この場合に                  | 理加算(1,200 点)を1入院につき 20 日            |
| おいて算定上限日数 <mark>(1入院につき 10 日)</mark> を超えて、 | を上限に算定できる。これまで、「医学的                 |
| 入院による管理が医学的に必要とされる場合、 <mark>11 日</mark>    | に必要とされる場合、 <mark>21 日目以降</mark> も算定 |
| <mark>目</mark> 以降も算定できる。なお、継続的な診療が必要と判     | できる。」とされていたが、算定上限日数                 |
| 断した理由をレセプトの摘要欄に記載すること。                     | は <mark>10日に、</mark> 医学的に必要とされる場合も  |
|  | 11 日目以降<br>に減らされた。                  |
| ⑤ 感染した妊産婦について、分娩を伴う入院中にハイ                  | <変更なし>                              |
| リスク分娩管理を行った場合、ハイリスク分娩管理加                   |                                     |
| 算(3,200 点)を算定できる。この場合において、算定               |                                     |
| 上限日数(1入院につき8日)を超えて、入院による管                  |                                     |
| 理が医学的に必要とされる場合には、9日目以降も算                   |                                     |
| 定できる。なお継続的な診療が必要と判断した理由                    |                                     |
| を、レセプトの摘要欄に記載すること。                         |                                     |
| ⑥ 入院中の感染症患者に対し、心大血管疾患リハビリ                  | <変更なし>                              |
| テーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃                  |                                     |
| 用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーシ                  |                                     |
| ョン料又は呼吸器リハビリテーション料を算定する場                   |                                     |
| 合に、1日につき1回、二類感染症患者入院診療加算                   |                                     |
| (250 点)を算定できる。                             |                                     |
| なお、地域包括ケア病棟入院料等、疾患別リハビリ                    |                                     |
| テーションに係る費用が当該入院料に含まれる場合                    |                                     |
| であっても1日につき1回算定できる。また、(2)①に                 |                                     |
| 示す二類感染症患者入院診療加算(250 点)と併算                  |                                     |
| 定できる。                                      |                                     |
| ⑦ 介護医療院等、介護老人福祉施設等に入所してい                   | <新設>                                |
| る者、高齢者施設等に入居している者、認知症対応                    |                                     |
| 型共同生活介護等、在宅医療を受けている者が感染                    |                                     |
| し、医師の判断により入院が必要と判断された場合で                   |                                     |
| あって、「リハビリテーション・介護サービスとの連携が                 |                                     |
| 充実した病棟」注 5 に入院した場合、14 日を限度とし               |                                     |
| て1日につき救急医療管理加算 1 (950 点)を算定でき              |                                     |
| る。なお、当該点数については(1)②及び③に規定                   |                                     |
| する救急医療管理加算1(1,900~2,850 点)と併算定             |                                     |
| できる。                                       |                                     |
|  | İ                                   |

# 注4

「特定集中治療室管理料等」とは、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット 入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特 定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料 をいう。

# 注 5

「リハビリテーション・介護サービスとの連携が充実した病棟」とは、以下のいずれにも該当する病棟をいう。

- イ 当該病棟に専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士 が配置されていること
- ロ 入退院支援加算1又は2を届け出ていること
- ハ 特定機能病院以外の医療機関であること
- ニ 感染管理やコロナ患者発生時の対応について、地域の介護保険施設等と連携していること が望ましいこと

なお、算定にあたっては、上記イの配置状況が確認できるよう、記録をしておくこと。

### (4) 入院料の算定の特例について

# 5/8 以降の特例

感染症患者の受入れのために、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院管理料と同等の人員配置した病棟に、感染患者又は本来当該入院料を算定するべき患者を入院させた場合は、簡易な報告により該当する入院料を算定できるが、既に報告を行っている保険医療機関については、当該入院料を引き続き算定できる。また、加算についても施設基準等を満たし簡易な報告を行っていれば算定できる。なお、令和5年3月31日以降に新たに運用開始の報告をすることはできない。

算定にあたっては患者等に対して、十分に説明するとともに、当該入院料を算定する病棟に入院した理由等を記録し、保管しておくこと。

### 備考

「既に報告を行っている保険医療機関については、」以降が追記され、「救命救急入院料について、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、救命救急入院料を算定できる。」とされていたものが削除された。

### (5) 特定入院料等を算定する病棟でコロナ患者の入院を受け入れた場合の特例について

| 5/8 以降の特例                | 備考     |
|--------------------------|--------|
| ① 感染症患者を地域包括ケア病棟入院料等の特定入 | <変更なし> |
| 院料を算定する病棟に入院させた場合、施設基準上  |        |
| の看護配置等により算定する入院基本料を判断の   |        |
| 上、当該入院基本料を算定できる。入院料の変更の  |        |
| 届出は不要。                   |        |

| ② 感染症患者を都道府県から受入病床として割り当て     | <変更なし> |
|-------------------------------|--------|
| られた療養病床に入院させた場合、一般病床とみな       |        |
| して、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料        |        |
| (607 点)を算定できる。                |        |
| ③ 感染症患者を、障害者施設等入院基本料を算定す      | <変更なし> |
| る病棟のうち7対1又は10対1入院基本料を算定する     |        |
| 病棟に入院させた場合は急性期一般入院料6(1,382    |        |
| 点)を、13 対1入院基本料の場合は地域一般入院料     |        |
| 2(1,153 点)を、15 対1入院基本料の場合は地域一 |        |
| 般入院料3(988 点)をそれぞれ算定できる。入院料    |        |
| の変更等の届出は不要。                   |        |
| ④ 感染症患者を、精神療養病棟入院料を算定してい      | <変更なし> |
| る病棟に入院させた場合、精神病棟入院基本料にお       |        |
| ける特別入院基本料(561 点)を算定できる。入院料    |        |
| の変更等の届出は不要。                   |        |
| ⑤ 感染症患者を、緩和ケア病棟入院料を算定している     | <変更なし> |
| 病棟に当該患者を入院させた場合、急性期一般入院       |        |
| 料6(1,382 点)を算定できる。入院料の変更等の届   |        |
| 出は不要。                         |        |
| ⑥ 15歳未満の感染症患者(小児慢性特定疾病医療支     | <変更なし> |
| 援の対象である場合は、20 歳未満)を、小児入院医     |        |
| 療管理料を算定する病棟に入院させた場合、一般病       |        |
| 床の小児入院管理料1、2、3又は4の場合は急性期      |        |
| 一般入院料6(1,382点)、同管理料5の場合は地域一   |        |
| 般入院料3(988 点)を算定できる。入院料の変更等の   |        |
| 届出は不要。                        |        |

# (6) 入院中の抗ウイルス剤に係る特例について

| 5/8 以降の特例                              | 備考                        |  |
|--|---------------------------|--|
| ① DPC病棟に入院する感染者に、抗ウイルス剤(新型             | 医療資源を最も投入した傷病名が           |  |
| コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するも               | 「U07.1 COVID-19」となる場合は、医科 |  |
| のに限る。)を投与した場合、当該薬剤に係る費用を 点数表による出来高算定によ |                           |  |
| 別に算定できる。                               | る。                        |  |
| ② 地域包括ケア病棟入院料や療養病棟入院基本料                | 地域包括ケア病棟入院料・入院医療          |  |
| 等の基本診療料の施設基準等別表第五の一の二、                 | 管理料を算定しても差し支えないし、A        |  |
| 三、四及び五に規定されている病棟に入院している                | 100 一般病棟入院基本料の地域一般        |  |
| 感染症患者については、抗ウイルス剤(新型コロナウ               | 入院基本料により出来高で算定しても差        |  |
| イルス感染症の効能若くは効果を有するものに限                 | し支えない。                    |  |
| る。)を適切な注意及び指導を行い投与した場合、                |                           |  |
| 【抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効               |                           |  |

果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又は HIV 感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)】と みなして、本剤に係る薬剤料を算定できる。なお、調剤料や注射実施料等の算定については特に定めのない限り、医科点数表等の取扱いに基づき取り扱うこと。

# (7) 回復患者の転院受け入れに係る特例

| 5/8 以降の特例                        | 備考                         |
|----------------------------------|----------------------------|
| ① 感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な        | <変更なし>                     |
| 患者を受け入れた保険医療機関においては、当該患          |                            |
| 者について、いずれの入院料を算定する場合であっ          |                            |
| ても、最初に転院した保険医療機関における入院日          |                            |
| を起算日として 60 日を限度として二類感染症患者入       |                            |
| 院診療加算の 100 分の 300 に相当する点数(750 点) |                            |
| を算定できる。                          |                            |
| ② ①に加え、新型コロナウイルス感染症から回復した        | これまでは、最初の転院日を起算日と          |
| 後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保          | して、30 日を限度として救急医療管理加       |
| 険医療機関においては、最初に転院した保険医療機          | 算1の 100 分の 200 に相当する(1,900 |
| 関における入院日を起算日として 14 日を限度として       | 点)を算定し、30日を経過し90日を限度       |
| 救急医療管理加算1(950点)を算定できる。           | として救急医療管理加算1の(950 点)を      |
|                                  | 算定する。とされていたものが、14 日を       |
|                                  | 限度として救急医療管理加算1(950 点)      |
|                                  | に減点変更された。                  |
| ③ 再転院した場合についても、最初に転院した保険医        | <変更なし>                     |
| 療機関における入院日を起算日とし、引き続き①及び         |                            |
| ②を算定できる。                         |                            |
| 診療報酬明細書の摘要欄に、最初に転院した保険           |                            |
| 医療機関における入院日及び転院前の算定日数を           |                            |
| それぞれ記載すること。複数の転院がある場合は、そ         |                            |
| れぞれの当該加算の算定日数を記載すること。            |                            |

### (8) 入院医療費自己負担軽減のための公費支援の内容

| (0) 为机造冰菜自己为温度风湿的多名类人族等于指 |                           | H                   |  |
|---------------------------|---------------------------|---------------------|--|
| 5/8 以降の特例                 |                           | 備考                  |  |
| ① 5月8日以降は、感染症の患者が感染症治療のため |                           | 新型コロナウイルス感染症の入院に係   |  |
| に入院した場合、医療費や食事代の負担を求める。   |                           | る治療費は全て公費支援対象であった   |  |
| ただし、月間の高額療養費制度の自己負担限度額    |                           | が、一部公費支援対象に変更され、高   |  |
|                           | (以下、「自己負担限度額」)から原則2万円を減額し | 額療養費の限度額から原則 2 万円減額 |  |
|                           | た額を自己負担の上限とする。なお、自己負担限度   | される。                |  |
|                           | 額が2万円に満たない場合にはその額を減額する。   |                     |  |

| 令和5年5月7日以前より入院している患者におけ               |                   |
|---------------------------------------|-------------------|
| る令和5年5月8日以降の特例の算定については、令              |                   |
| 和5年5月31日までの間は、変更前の特例に基づい              |                   |
| て算定すること。令和5年6月1日以降は、当該患者の             |                   |
| 入院日にかかわらず、変更後の特例に基づいて算定               |                   |
| すること。                                 |                   |
| 本措置については、 <b>9月末までの措置</b> とする。        |                   |
| ② 食事代は、高額療養費の適用対象ではないため、              |                   |
| 減額の対象とはしない。また、外来療養のみに係る月              |                   |
| 間の高額療養費算定基準額は、入院療養を対象とす               |                   |
| るものでないため、減額の対象とならない。                  |                   |
| ③ 入院時に感染症治療薬の処方を受けた場合、まず              |                   |
| は、その薬剤費全額を公費支援の対象とする。その               |                   |
| 上で、なお残る自己負担について補助の考え方を適               |                   |
| 用する。                                  |                   |
| ④ 5類感染症への移行後も、入院医療費の公費支援              | 入院期間中の患者の所得区分の具体  |
| については従来通り、患者からの申請は必要なく、保              | 的な確認方法は、現在、東京都医師会 |
| 険請求(レセプト請求)の枠組みを用いて行う。医療機             | として関東信越厚生局へ疑義照会中。 |
| 関においては、 <mark>入院期間中の患者の所得区分につい</mark> |                   |
| て確認する事。                               |                   |
| ⑤ 自己負担限度額は、被保険者等の所得区分に応じ              |                   |
| て決定されるが、今般の公費負担支援により当該減               |                   |
| 額措置後の自己負担限度額は、別表3(p.25)のとお            |                   |
| りとなる。                                 |                   |
| ※ 減額措置は、自己負担限度額に医療費比例額が               |                   |
| 含まれない場合は2万円を減額、医療費比例額が                |                   |
| 含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加                |                   |
| えた額を減額する。                             |                   |
| ⑥ 自己負担額が、所得区分毎の自己負担限度額に満              |                   |
| たない場合であっても、減額措置後の自己負担額を               |                   |
| 超えた場合は、それ以上の自己負担は発生せず、公               |                   |
| 費による補助の対象となる。本補助は月単位で行う。              |                   |
| ⑦ なお、70歳以上で高額療養費の所得区分が住民税             |                   |
| 非課税(所得が一定以下)である場合は、公費による              |                   |
| 減額措置後の最大の自己負担額は0円であり、現在               |                   |
| と同様、入院医療費に係る自己負担は発生しない。               |                   |
|                                       |                   |

※公費支援対象となる治療薬の院外処方については P13「院外処方箋の記入」を参照

# 本資料 p.14(1)①で示す「別表1」

(別表1)

別添1 (医科診療報酬点数表関係) 中、3 (1) ①に規定する特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数を算定できることとする。

|           | 項目         |                       | 点数       |
|-----------|------------|-----------------------|----------|
| A300救命救急入 | 救命救急入院料1   | (1) 3日以内の期間           | 15,335点  |
| 院料        |            | (2) 4日以上7日以内<br>の期間   | 13,875点  |
|           |            | (3) 8日以上14日以内<br>の期間  | 11,846点  |
|           | 救命救急入院料2   | (1) 3日以内の期間           | 17,703点  |
|           |            | (2) 4日以上7日以内<br>の期間   | 16,029点  |
|           |            | (3) 8日以上14日以内<br>の期間  | 14, 057点 |
|           | 救命救急入院料3   | (1) 3日以内の期間           | 15,335点  |
|           | イ 救命救急入院料  | (2) 4日以上7日以内<br>の期間   | 13,875点  |
|           |            | (3) 8日以上14日以内<br>の期間  | 11,846点  |
|           | 口 広範囲熱傷特定集 | (1) 3日以内の期間           | 15,335点  |
|           | 中治療管理料     | (2) 4日以上7日以内<br>の期間   | 13,875点  |
|           |            | (3) 8日以上60日以内<br>の期間  | 12,477点  |
|           | 救命救急入院料4   | (1) 3日以内の期間           | 17,703点  |
|           | イ 救命救急入院料  | (2) 4日以上7日以内<br>の期間   | 16,029点  |
|           |            | (3) 8日以上14日以内<br>の期間  | 14,057点  |
|           | ロ 広範囲熱傷特定集 | (1) 3日以内の期間           | 17,703点  |
|           | 中治療管理料     | (2) 4日以上7日以内<br>の期間   | 16,029点  |
|           |            | (3) 8日以上14日以内<br>の期間  | 14,057点  |
|           |            | (4) 15日以上60日以内<br>の期間 | 12,477点  |

| A301特定集中治   | 特定集中治療室管理料1  | (1) 7日以内の期間    | 21,317点  |
|-------------|--------------|----------------|----------|
| 療室管理料       |              | (2) 8日以上14日以内  | 18,950点  |
|             |              | の期間            |          |
|             | 特定集中治療室管理料 2 | (1) 7日以内の期間    | 21, 317点 |
|             | イ 特定集中治療室管   | (2) 8日以上14日以内  | 18,950点  |
|             | 理料           | の期間            |          |
|             | 口 広範囲熱傷特定集   | (1) 7日以内の期間    | 21,317点  |
|             | 中治療管理料       | (2) 8日以上60日以内  | 19, 250点 |
|             |              | の期間            |          |
|             | 特定集中治療室管理料3  | (1) 7日以内の期間    | 14,546点  |
|             |              | (2) 8日以上14日以内  | 12, 177点 |
|             |              | の期間            |          |
|             | 特定集中治療室管理料4  | (1) 7日以内の期間    | 14,546点  |
|             | イ 特定集中治療室管   | (2) 8 目以上14日以内 | 12, 177点 |
|             | 理料           | の期間            |          |
|             | 口 広範囲熱傷特定集   | (1) 7日以内の期間    | 14,546点  |
|             | 中治療管理料       | (2) 8日以上60日以内  | 12,477点  |
|             |              | の期間            |          |
| A301-2ハイケア  | ハイケアユニット入院医療 | F管理料1          | 10,283点  |
| ユニット入院医     | ハイケアユニット入院医療 | F管理料 2         | 6,336点   |
| 療管理料        |              |                |          |
| A301-3脳卒中ケフ | アユニット入院医療管理料 |                | 9,020点   |
| A301-4小児特定集 | 集中治療室管理料     | (1) 7日以内の期間    | 24,476点  |
|             |              | (2) 8日以上の期間    | 21,317点  |
| A302新生児特定   | 新生児特定集中治療室管理 | 里料 1           | 15,809点  |
| 集中治療室管理     | 新生児特定集中治療室管理 | 里料 2           | 12,651点  |
| 料           |              |                |          |
| A303総合周産期   | 母体・胎児集中治療室管理 | 里料             | 11,072点  |
| 特定集中治療室     | 新生児集中治療室管理料  |                | 15, 809  |
| 管理料         |              |                | 点        |
| A303-2新生児治療 | 寮回復室入院医療管理料  |                | 8,546点   |
|             |              |                |          |

# 本資料 p.15(2)①で示す「別表2」

(別表2)

別添1 (医科診療報酬点数表関係) 中、3 (2) ①に規定する入院料等を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、看護配置に応じて、以下の点数を算定できることとする。

|             |               |             | (参考) 施設基 |
|-------------|---------------|-------------|----------|
|             | 項目            | 点数          | 準において求め  |
|             |               |             | る看護配置    |
| A300 救命救急入  | 救命救急入院料1      | 500 点       | 4対1      |
| 院料          | 救命救急入院料 2     | 1,000点      | 2対1      |
|             | 救命救急入院料3      |             |          |
|             | イ 救命救急入院料     | 500 点       | 4 対 1    |
|             | 口 広範囲熱傷特定集中治  | 900 点       | 4 🕅 1    |
|             | 療管理料          |             |          |
|             | 救命救急入院料4      |             |          |
|             | イの救命教急入院料     | 1,000 点     | 2対1      |
|             | 口 広範囲熱傷特定集中治  | 1, 000 m    | 2 / 1    |
|             | 療管理料          |             |          |
| A301 特定集中治  | 特定集中治療室管理料1   | 1,000 点     | 2対1      |
| 療室管理料       | 特定集中治療室管理料 2  |             |          |
|             | イ 特定集中治療室管理料  | 1,000 点     | 2対1      |
|             | 口 広範囲熱傷特定集中治  | 1, 000 ///  | 2 / , 1  |
|             | 療管理料          |             |          |
|             | 特定集中治療室管理料3   | 1,000 点     | 2対1      |
|             | 特定集中治療室管理料4   |             |          |
|             | イ 特定集中治療室管理料  | 1,000 点     | 2対1      |
|             | 口 広範囲熱傷特定集中治  | 2, 000 //// | 2/1, 1   |
|             | 療管理料          |             |          |
| A301-2 ハイケア | ハイケアユニット入院医療管 | 500 点       | 4対1      |
| ユニット入院医療    | 理料1           |             | , •      |
| 管理料         | ハイケアユニット入院医療管 | 500 点       | 5対1      |
|             | 理料 2          |             | , ,      |
| A301-3 脳卒中ケ | 脳卒中ケアユニット入院医療 | ,           |          |
| アユニット入院医    | 管理料           | 750 点       | 3対1      |
| 療管理料        |               | ,           |          |
| A301-4 小児特定 | 1 7日以内の期間     | 1,000 点     | 2対1      |
| 集中治療室管理料    | 2 8日以上の期間     | 1,000 点     | 2対1      |

| A302 新生児特定<br>集中治療室管理料 | 新生児特定集中治療室管理料<br>1 | 750 点 | 3対1 |
|------------------------|--------------------|-------|-----|
|                        | 新生児特定集中治療室管理料<br>2 | 750 点 | 3対1 |
| A303 総合周産期             | 母体・胎児集中治療室管理料      | 750 点 | 3対1 |
| 特定集中治療室管 理料            | 新生児集中治療室管理料        | 750 点 | 3対1 |

# 本資料 p. 20 (8) ⑤で示す「別表3」

(70 歳未満) (単位:円)

| 高額療養費自己負担限度額の所得区分   | (参考)<br>高額療養費<br>自己負担限度額 | 公費による<br>減額措置後の<br>自己負担額 |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 年収約 1, 160 万円~<br>健保:標報 83 万円以上<br>国保:旧ただし書き所得 901 万円超              | 252,600+<br>医療費比例額       | 242, 600                 |
| 年収約 770~約 1, 160 万円<br>健保:標報 53 万~79 万円<br>国保:旧ただし書き所得 600 万~901 万円 | 167,400+<br>医療費比例額       | 157, 400                 |
| 年収約 370〜約 770 万円<br>健保:標報 28 万〜50 万円<br>国保:旧ただし書き所得 210 万〜600 万円    | 80,100+<br>医療費比例額        | 70, 100                  |
| <b>〜年収約370万円</b><br>健保:標報26万円以下<br>国保:旧ただし書き所得210万円以下               | 57, 600                  | 37, 600                  |
| 住民税非課税  | 35, 400                  | 15, 400                  |

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、37,600円、15,400円となる。

(70 歳以上) (単位:円)

| 高額療養費自己負担限度額の所得区分   | (参考)<br>高額療養費<br>自己負担限度額 | 公費による<br>減額措置後の<br>自己負担額 |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 年収約 1, 160 万円~<br>健保:標報 83 万円以上<br>国保・後期:課税所得 690 万円以上                          | 252,600+<br>医療費比例額       | 242, 600                 |
| 年収約 770~約 1, 160 万円<br>健保:標報 53 万~79 万円<br>国保・後期:課税所得 380 万円以上                  | 167, 400+<br>医療費比例額      | 157, 400                 |
| 年収約 370~約 770 万円<br>健保:標報 28 万~50 万円<br>国保・後期:課税所得 145 万円以上                     | 80, 100+<br>医療費比例額       | 70, 100                  |
| <ul><li>~年収約 370 万円</li><li>健保:標報 26 万円以下</li><li>国保・後期:課税所得 145 万円未満</li></ul> | 57, 600                  | 37, 600                  |
| 住民税非課税  | 24, 600                  | 4, 600                   |
| 住民税非課税<br>(所得が一定以下)   | 15, 000                  | 0                        |

- ※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、37,600円、4,600円、0円となる。
- ※2 75 歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75 歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることに鑑み、今般の公費による減額措置においても、75 歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に121,300円、78,700円、35,050円、18,800円、2,300円、0円となる。

# 現在確認中の事項

令和5年3月31日発出の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の内容を精読したところ、従前の臨時的取扱で算定可能とされていた項目が一部記載されておらず、今後も算定可能か厚生労働省に確認したところ、「当該通知に記載が無い項目は認められない。」との回答がありました。これを受けて、関東信越厚生局に以下の項目について確認しておりますが、現時点で回答がきておりません。回答があり次第、おってお知らせする予定です。

## 質問1

「1. 外来における対応に係る特例」「(1)疑い患者の診療に係る特例について」の①において、『令和5年8月末までの間に外来対応医療機関へ移行する医療機関についても、院内トリアージ 実施料(300 点)を算定できる。』としているが、令和 5 年 8 月末までに移行できなかった医療機 関は、算定開始日に遡り返還することとなるのか?

# 質問2

「1. 外来における対応に係る特例」の「(1)疑い患者の診療に係る特例について」④において 『初・再診料が包括されている医学管理料を算定している患者であっても、院内トリアージ実施料 (300 点)又は B000 の 2 の点数(147 点)を算定できる。』としているが、外来診療料を算定する 保険医療機関であっても本加算は算定可能か?

# 質問3

- 「1. 外来における対応に係る特例」「(2)療養指導に係る特例について」の①において『外来において、家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合に B000 の2に規定する「許可病床数が 100 床未満の病院の場合」の点数(147 点)を発症日から起算して7日以内に限り算定できる。なお、指導内容の要点を診療録に記載すること。』としている。
  - ①「療養上の指導」とは、具体的に指導内容が示されるのか? それとも、医師が患者の症状等を勘案し、指導すればいいのか?
  - ②本特例は、5月7日以前算定していた「救急医療管理加算1」(950点)が変更されたものだが、5月7日以前は、患者が6歳未満の場合は乳幼児加算(400点)、15歳未満の場合は小児加算(200点)について併算定が可能であった。本特例についても算定は可能か?

## 質問4

「1. 外来における対応に係る特例」「(3)その他加算の取扱い等について」の①において、『なお、休日又は深夜に診察を実施する場合に、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関等とみなし、休日加算又は深夜加算について、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者については算定できる。』とあるが、なお書き以降の対応について、従前は発熱患者等とし新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者についても休日加算を算定していたが、5類移行後に休日加算を算定できるのは、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者のみなのか?

(例:該当する休日の発熱外来等の対応診療時間内に、骨折患者を診察した場合)

## 質問5

- 「9. 入院調整に係る特例」において、新型コロナウイルス感染症患者について、入院調整を行った上で、診療情報提供料(I)を算定する場合、救急医療管理加算1(950 点)を算定できる。としている。
  - ①電話再診等による診察により入院調整を行い、FAX 等により診療情報提供書を入院医療機関に提供した場合でも算定可能か?
  - ②本特例については、患者が6歳未満の場合は乳幼児加算(400 点)、15 歳未満の場合は小児加算(200 点)を併算定することは可能か?
  - ③上記、質問 3 の B000 の2に規定する「許可病床数が 100 床未満の病院の場合」の点数 (147点)との併算定は可能か?

# 質問6

「7. 高齢者施設等における特例」「(1)施設内療養に係る特例について」の④において『介護 医療院等又は介護老人福祉施設等に入所する者が感染した場合について、酸素療法に関する 指導管理を行った場合は、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」(2,400 点)を算定できる。』とされているが、酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算等の加算は算定可能か?